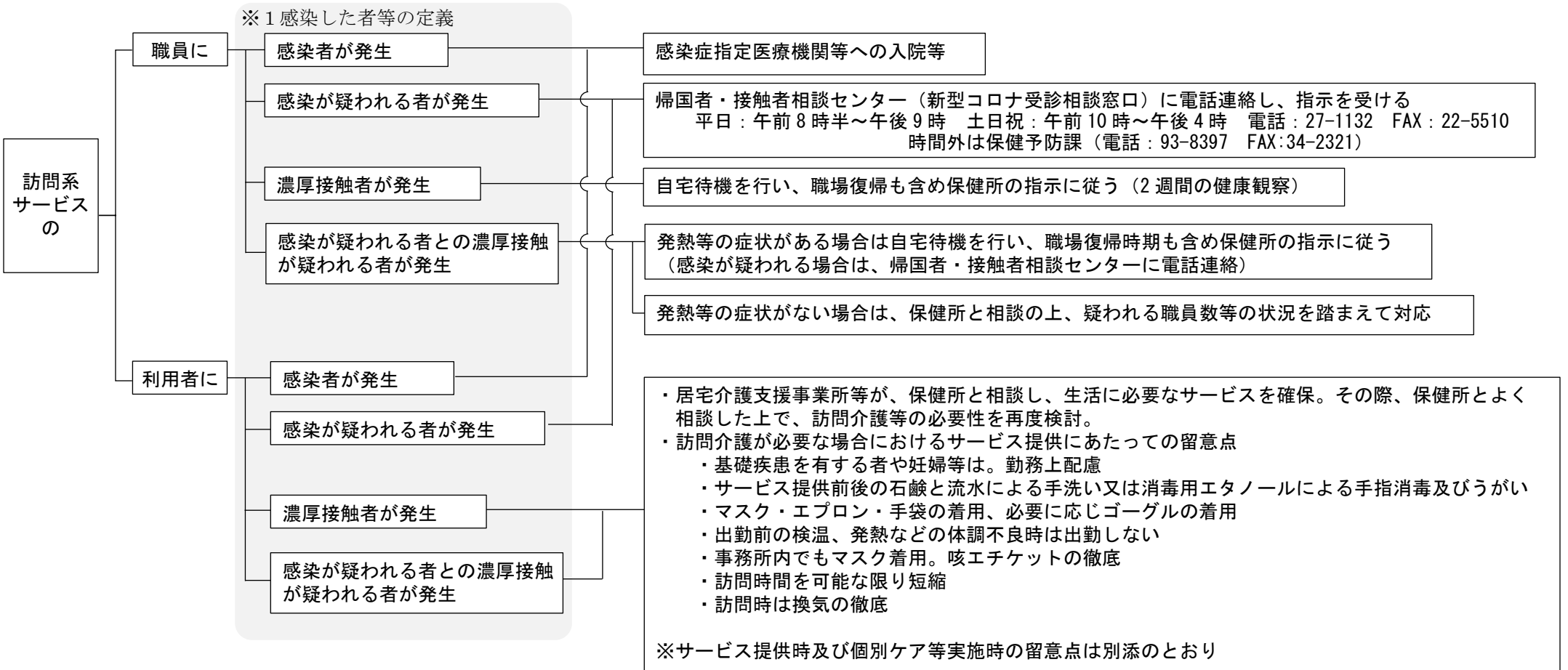


# 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合のフロー（訪問系）



## ※1 感染した者等の定義

	定義		定義
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性のもの	濃厚接触者	保健所が特定、 「感染者」の感染可能期間（発症2日前から）に接触した者のうち、以下の範囲の者 ・適切な防護無しに「感染者」を看護、介護 ・「感染者」の気道分泌液等に直接接触 ・1m以内で必要な感染予防策なしで「感染者」と15分以上接触
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触

### ○情報共有・報告等

- ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有
- ・指定権者、家族等に報告
- ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告

### ○消毒・清掃等

- ・感染者等が触れた場所を手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等
- ・保健所の指示がある場合は指示に従う

## 【訪問系】

## ＜サービス提供にあたっての留意点＞

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない
- ・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫
- ・訪問時には、換気を徹底
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用
- ・体温計等の器具の消毒については、消毒用エタノールで清拭
- ・サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指に手指消毒を実施。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする

## ＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

## (i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫

## (ii) 排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク使い捨てエプロンを着用

## (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる

## (iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）より抜粋  
（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）